

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) 理事 (総務・<u>財務</u>担当)                      (略)</p>	<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) 理事 (総務・<u>渉外</u>担当)                      (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。